昭和54年建設省告示1240号(建設大臣の指定する民法第34条の規定 により設立された法人を指定する件)を廃止する告示案について

## 1. 背景

租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第8項第1号イ(3)及び第2号ロ並びに第21条の19第9項第1号イ(3)及び第2号ロに基づく、確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定を行う一般社団法人又は一般財団法人の指定については、昭和54年建設省告示1240号(建設大臣の指定する民法第34条の規定により設立された法人を指定する件)において定められているところである。

今般、国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与について、国の関与の透明化・合理化のための基準等(平成18年8月15日閣議決定)に基づき見直しが進められ、この一環として、平成20年3月31日に本認定事務について、今年度中に「廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる」こととする是正措置案が行政改革推進本部において決定されたことから、指定法人の本認定事務を廃止するため、租税特別措置法施行規則の改正と合わせて、当該規則に基づく本告示を廃止する必要がある。

## 2. 概要

告示の廃止

## 3. 今後のスケジュール(予定)